

スペッコ便り 2019

佐々木健

1. 2019年6月26日水曜10時半頃、ローマ郊外のリド・チェントロ駅に空港からのバスで到着した。翌27日から29日までイタリアの小都市スペッコ〔古名：ヒスペルム〕で開催されるコンスタンティヌス帝期ローマ法学会 Accademia Romanistica Costantiniana〔以下、ARC〕第24回国際大会に参加するためである。とは言え、前日午前にローマ・フィウミチーノ空港から入国したのは、学会前日から開催されるのを常例とするクリフォ教授記念若手向けセミナー（I Seminari “Giuliano Crifò”）に出席するためではなかった。2018年から参画しているローマ外港オスティアの遺跡調査隊に同行し、合宿生活に加わるためである。合宿に借りているアパート1室まで、建築史の大学院生O君に案内して貰うため、駅で待ち合わせ、バスを乗り換え数分。O君との共同生活は、2018年に隣駅リド・ノルド近くの別のアパートで数日の経験がある。その際は、O君の欧州考古学者協会（EAA）第24回年次大会での発表を見届けるため、バルセロナまで足を延ばした。しかし今回は、別の院生Y君と当方の3名で1室、隣のベッドルームは隊長のH教授専用。26日水曜と29日土曜の二晩だけご一緒し、27日28日はARC開催地スペッコのホテルに連泊する。大きなスーツケースはオスティアのアパートに残し、身軽で動くつもりである。

6月26日は調査隊と夕食を囲み議論、翌27日は全員で遺跡調査に向かうため、朝8時前に市バスに乗る。レーザースキャナと三脚や画板、荷物の多い院生諸君を手伝って、オスティア・アンティー

カの現場に到着。3D データでの測量は彼らに任せ、ボスである H 教授と遺跡を散策。街路、門扉、物流、倉庫、河川からの水揚げや流路変更との関係、数十年に一度は必ず訪れる洪水と対策としての上階生活など、物理的痕跡から往時の防犯・安全を研究するのが目下の計画である。歩道を不法占拠した増築、適法にも歩道に屋根をかけた気前良さ、袋小路の入り口を夜間に塞ぐ「区画のブロック化」、皇帝による大幅な都市改造、特に道路の拡幅・移設、といった土地利用・住居形態をボスと論じ歩く、ブレインストーミング。都市計画の行政当局による実施と皇帝など貴族・支配層の介入、これに抗う違反者への対応など、論点山積である。

テルミニ駅発 12 時過ぎの列車に乗るため、10 時半には移動を開始する。因みに、26 日と 27 日の両日合計で、万歩計は 3 万を記録した。テルミニで昼食を買い込み、フォーリーニョで乗り換えてスペッロまで約 2 時間半。事前に予告された大会日程は下記の通りである。

- 6 月 26 日午後・27 日午前：ジュリアーノ・クリフォ記念セミナー
27 日午後：オープニング・セッション、総会、歓迎晩餐会
28 日：午前のセッション、ワーキングランチ、午後のセッション（夕食は自由時間）
29 日午前：クロージング・セッション、総会、昼食会

若手向けセミナーは、初日午後が「文献学と法史研究」、二日目午前が「古代末期の法学活動」と題され、史料の解釈と発見、民会立法と法学について、著名教授司会の下、中堅以上の研究者による

複数の講義に続き、若手参加者を含む討論が交わされたようである。

27日午後からの第24回国際大会は、今回もイタリア共和国大統領特別協賛 Alto Patronato を得て、「武装なき公務と武装公務：古代末期における文民組織と軍事組織」と題して、30の研究報告が予定された。ARCの特徴は、隔年開催の国際大会での研究報告が、前年の円卓会議における口頭発表を前提に、これを発展させる形で構想され、翻ってその円卓会議も、前回の国際大会における研究報告を反省し発展させる形で展開される点にある。今回の共通論題も、2011年の第20回大会「古代末期のローマと蛮族」以降、2013年第21回大会では「古代末の世界におけるローマの境界〔フロンティア〕」、2015年第22回大会ではその第二弾として「国土 terra の諸問題（社会、経済、規範、実務）」、2017年第23回大会では「古代末期の職業：団体、語彙、規範」が論じられ、直近である2018年円卓会議では「古代末期の官僚制」が論題であった、という一連の動向を受けた、しかし新たな問題設定に基づく。つまり、円卓会議と前回大会での議論を踏まえ設定されたものである。いきおい、報告者の多くは一年前の円卓会議でも、二年前の国際大会でも発表を経験しており、筆者のように複数年にわたり参加しながら討議で発言しない者は稀有である。若手にも発表の機会が与えられ、2013年に故クリフォ教授の遺産を基礎に始まった上記セミナーも、薫陶と共に報告の準備に役立つ機会となっている。

事前の予告では、27日午後に4本、28日に20本、29日午前に6本の報告が予定されていたが、時間の都合で見送ると運営側で決した報告が5本程度あった。実は上記の次第で、27日午前から遺跡巡りを行ない、急ぎスペッコのARC会場に駆け付けたため、疲

れが出て歓迎晩餐会は欠席する始末。同様に 28 日午後も、夕刻に体力の限界を感じ、同日 15 本目の報告途中で宿に戻ることにした。それ故、以降の報告数本は、会場で配布された要旨と史料篇で内容を推察するのみである。おかげで、ご臨席の林智良先生と一旦はお約束した夕食もパスしてしまった。ただ、29 日には、複数の報告予定者と懇談し、時間の都合で報告しなかったと伺うことが出来た。更には、会場で初日に配布された予定表とは異なる順序で報告され、その新たな発表順はその都度、特に予告も掲示もなく変更される辺り、イタリア流である。

報告に際しては、セッションごとに司会が委嘱され（二日目午前午後についてはセッション途中の小休憩で司会が交代し）、4 本程度の発表について要約や議論の口火を切る役を果たし、質疑に入る。27 日午後には司会者 1 名であったが、28 日午前午後とも、休憩を挟んで司会者が交代し、計 4 名がそれぞれ 4 本ずつを担当された。29 日午前には 5 本の報告を 1 名の司会者が捌いた。合計 6 つのセッションないしサブ・セッションは、上記の次第で 4~5 名の報告で構成され、全て、スベッコ旧市庁舎ホールで研究発表が行われる（なお、ARC 事務局は同旧市庁舎の一室に入居している）。SIHDA やドイツ法制史家大会に見られる複数報告同時並行開催は採用されず、全参加者が、特定の報告を聴き逃さずに参加することが可能である。司会者も質問者も、前の報告、前のセッションでの議論に言及するなどし、緩やかな繋がりが重視されている。こうした一体感も、ARC の特徴であり、同時に、隔年の国際大会とその谷間で隔年開催の円卓会議とが、車の両輪となって論点を深化させてきた。歴代大会の共通論題がこうして展開してきたことは、前述の通りであ

る。

2017年の第23回大会から、報告要旨と典拠史料を合わせた資料冊子が配布されている。これは、大会開催に前後して、ペルージャ大学法学部のウェブサイトにあるARC専用ページにて、現在も公開されている。報告順を記したプログラムも掲載されているが、変更前のままである。追加的に配布された資料は含まれない。本拙文執筆まで、サイト上で要旨集が掲載されていることは知らなかったため、大会開催以前から確認し予習できたのか、分からない。以下では、報告要旨と史料篇については既にウェブ公開が果たされている以上、個別の報告内容を逐一要約する訳ではなく、検討史資料や研究方法論、更に発表〔プレゼンテーション〕の形式などに関し、筆者の気付いた点のみを挙げておく。決して網羅的でなく、むしろ恣意的選択に基づく。従って、参加者個人の単なる感想である。

2. 初日は、全体を俯瞰する報告が目立った。軍務と民生公務について、テオドシウス法典や勅法彙纂といった法律史料を中心にしつつも、聖書や文学作品も典拠に、組織体としての官僚機構が論じられた。前回大会の職業論、前年円卓会議の官僚論を踏まえ、共和政期からの伝統と革新を、プラトンにまで遡る思想的背景から検討する報告も見られた。軍務との関係では、キリスト教と戦争（聖戦・正戦）も重要論点として提示された。

二日目には、軍務放棄、属州組織、兵卒の生活、失地回復との関係について、法律史料・非法律史料、時には碑文も駆使した報告があった。

更に、画像学に基づきグラフィッティや彫像をパワーポイントに

より投影しつつ行政官や教会機構、その経歴変遷や対内関係を論じた報告もあった。従前から、特にギリシア語史料については、スライドを投影する方式で聴衆に示す例は見られたが、鮮明かつ迅速にPCを駆使することで、理解と議論が進む説明方法であった。また、募兵から昇進に関する法典史料、学説彙纂に伝わる軍務に関する法学著作、或いは通商担当の役職に注目する報告は、伝統的な文献学的方法によるものであった。

全員での昼食を挟み、午後からは、パピルス文書を精緻に読解すべく画面に提示する報告で再開した。適度な空白を置いて書き連ね、執政官名とギリシア語表記とが交互に現れる文体から、編集・一覧作成又は学習の目的でインデックス化された勅法集の類と目され、ヴィジュアルに納得させるものでもあった。他にも、歴史書に基づきガリアにおける官僚・教会機構の腐敗への法的対応が報告され、パピルスと法律史料を基礎に市民の訴訟代弁者たる役職の行政官への変遷と持続が検討され、或いは発掘碑銘に基づき兵士・退役兵の財政特権が論じられた。休憩を挟んで、勅法の名宛人を根拠に(属)州再編に伴う軍民一体化組織変革が裁判権に関して持つ意味を再考するスペイン語報告、教父史料を検討して北アフリカの聖俗両法廷につき執行吏の役割を論じる報告、テオドシウス法典に見える特定集団で承継される義務が軍務と公務の交錯を物語るとする報告、9世紀の文学作品からビザンツにおける祝祭・宴・儀式で如何に行政機構の階層が可視化されたかを見る報告があった。

最終日には、官吏の階層をその会議体に関する法典史料と碑文史料に基づき首位たる行政・司法・武官、次位たる文人・文書管理官、第三位たる経済活動関係官吏に分ける報告、同様の三層構造が1世

紀以降、特にコンスタンティヌス大帝期に変質したとの説をガリアなど諸部族に関する碑文から批判する報告、モムゼン説に遡る帝国官吏像を各地のパピルス文書や碑文に基づき再検討し廷吏・送達吏・執行吏の融合を見る報告、官吏の不正に「不名誉」のレッテルが用いられ金銭罰から「民事死」に相当するまで社会的制裁により統制が図られたとする報告が行われた。出色は、大会に先立つ若手セミナーにも出席した新進気鋭による金銭罰に関する報告である。勅法に見える不正に対する金銭罰が官僚組織それ自体にも同時に個人にも二重に課される例を、先行研究を踏まえつつも、実質的な出捐元に注目し、官吏本人、組合的官僚集団、軍団に似た官僚組織固有資産に三分する。最後者の場合、独立の資産を組織として管理することとなり、利殖も可能となる。個人による制裁金支払いは職務剥奪を伴うと想定されるが、勅法史料では集団に支払いや指導監督が求められている。東洋的「収贖」が、官僚に科すべき自由刑を金銭支払いで代替させ職務を継続させるのと対比的である。しかしそれ故にこそ、金銭は代納が可能である。集団として官僚内部に統制を求めることは、皮肉にも、皇帝権力への金銭支払いと引換えに、官吏独自の組織化と個人の「無責任」を誘発するか。官僚無答責を想起させる興味深い内容であった。

3. 学会終了後の昼食会は、常例に沿って、近くの食堂でセルフサービスのバイキング方式である。今回も、クリフォ門下の兄弟子、マウリッリオ・フェリーチ氏（LUMSA パレルモ校）に誘われ、同じテーブルで。更に今回は、当方の合宿地が彼の自宅近辺と分かり、予定の列車も同一であったことから、夕食に招待されることに。お

かげで、合宿仲間との最後の晩餐も、テルミニ駅から近いヴェラーノ Verano 墓地での我らが師クリフォ先生の墓参も、断念せざるを得ない。ただ、弟子筋の国際交流は、草葉の陰で先生もお喜びであろうと思ひ直す。院生 O 君に連絡し H 教授にお詫びして、旧国鉄トレニタリアからローマ・ティブルティーナで地下鉄に乗り換え、リド・チェントロに3日振りに戻る。某先生の結婚式、クリフォ先生の葬儀に続いて、お会いするのは三度目と記憶するマウリッリオの奥さんが自家用車でお出迎え。合宿のアパートまで送られ、夕食まで暫く待機。マウリッリオの自宅は車で5分とかからず、娘さんと4人で学会のこと、日本のこと、娘さんが少し前まで留学していたアイスランドのこと、英語のこと、イタリア語のことなど話し、手料理とフルーツ、エスプレッソに大満足。翌日早朝に空港まで送って貰う幸運に浴し、事前に購入しておいたバス券は不要になったので、院生 O 君に差し上げることに。道中、オスティア・アンティーク遺跡の脇を通り、考古と法史学との関係・協働を話題にする。巨人の肩の上、或いは御釈迦様の掌で、我ら不肖の弟子が懸命に模索する姿を、天上から暖かく見守る師匠の人脈・学界組織化が、こうした体験を可能にしたのだと痛感した。

4. クリフォ先生は生前、筆者が大学院時代に初めてローマ入城を果たした折のことをお伝えした際、世界の首都への敬意を込めて初日にフォロ・ロマーノを訪れ(その際には、中世ドイツ法史学者、田口正樹教授と偶然の邂逅に浴した)、聖なる道〔ウィア・サクラ〕で日本人同士が法史におけるローマの偉大さを語ったのですとの弁を気に入って下さったようであった。同時に、それは私の教科書

の表紙だね、と仰った。急ぎ、ローマ大学ラ・サビエンツァの脇にある古本屋で購入すると、日光に輝くウィア・サクラが表紙を飾っていた。『ローマ法史』と題された教科書は、イタリアの伝統に従い公法史を主に扱う。そこで、元老院議場や神殿と演壇〔ロストラ〕のことなど伺うと、地下鉄でエウル EUR にあるローマ文明博物館に行くと良い、と忠告された。訪れるや、果せるかな、帝政ローマの市街復元模型（縮小版）や円柱浮彫の複製、更には十二表法の揭示版（想像？）など、物的観点から古代ローマ社会を知る貴重なデータを得た思いがした。ARC でも、碑文や図像を根拠に、或いは写本読解の問題を画面に投影するなど、発表〔プレゼンテーション〕の方式・見せ方にも工夫・深化が見られる。とは言え、碑文・パピルスの発掘状況、周囲の遺構や同種並行史料のイタリア半島・帝国全土における残存状況といった「文脈」への配慮は小さい。ましてや、建物、道路といった構造物と法規の齟齬、ないしは実態（実務）との相違に触れるには必要な、考古学的知見との対話は滅多に見られない。カンポルンギ教授の代表理事勇退は、ARC にとってクリフォ教授逝去に次ぐ画期である。しかし、筆者の碑文研究に関心を示されたクリフォ教授の遺訓は、南イタリアを中心とする古代史家との対話だけでなく、遺跡調査などから得られる知見の活用も求めている筈である。翻って考古学分野では、旧来の美術史との協働に加え、近年では経済史との対話・接合が顕著である。欧州の学会発表では、口頭報告に加えポスターセッションも多く貼り出され、社会経済史的データの考古学的検証や、動植物の痕跡に基づく仮説の経済史的補強が、両形式の発表に見られる。と同時に、法律（規範）史料に言う禁止や義務が潜脱されたと解される遺構・資料に対し、

説明の困難が指摘されるに留まっており、法史家との協働を考古学者・古代史家も必要としているように見受けられる。ヴェスヴィオ火山の噴火に伴い灰燼に帰したエルコラーノ〔ヘルクラネウム〕、テヴェレ川流路変更と堆積による海岸線移動、更には新港開削で廃棄されたオスティアといった、元首政期を伝える遺跡に関しては、相当な研究蓄積があると共に、レーザースキャンなど新技術で知見が更新されると期待される。加えて、帝政後期についても、スペッコ、スポレート、ペルージャといったウンブリア諸都市では、舗装街道の発掘も進められつつある。筆者は、ペルージャ・テルニ間の私鉄利用時に工事のため代替バスでの移動を余儀なくされた際、律義に鉄道駅に立ち寄り道のおかげで、そうした遺構らしき現場を認める機会を得た。日本でも、エジプトや地中海沿岸の発掘に携わりつつ、古代史として発信する研究も散見される。他方、法史分野でも、SIHDA など国際学会では、考古学者とローマ法学者の共同研究発表が実現している。帝政後期という時代特性がこれを阻害する要因となり得るところではあるが、近い将来には、イタリア人のみならず、正に国際的対話に基づくローマ法・考古学の共同学術報告が ARC でも見られるのではないかと推測される。類似の研究計画を有する筆者（佐々木）にこそ、それが求められている、との指摘があれば、批判かつ叱咤として素直に受け止め甘受する次第である。